

福岡市保存樹保護育成事業補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡市保存樹保護育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例（昭和49年福岡市条例第32号。以下「条例」という。）第30条、同条例施行規則（昭和49年福岡市規則第52号。以下「施行規則」という。）第14条及び福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、保存樹の所有者が行う剪定及び治療にかかる費用の一部を助成し、保存樹の良好な維持管理を促進する事により、都市の美観風致を維持し、もって都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|---|
| （1）保存樹 | 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条の規定により、福岡市長が指定した樹木をいう。 |
| （2）剪定 | 樹木の枝を切り、形を整えたり、風通しを良くする事で、樹木の美観を向上させたり、樹勢の回復を図ることをいう。 |
| （3）治療 | 樹木に関する専門知識及び技術を持つ者が、生育状態に問題のある保存樹に対して樹勢回復のために適切な処置を行うものをいう。 |
| （4）伐採 | 樹木を根本から切り倒すことをいう。 |
| （5）強剪定 | 太い枝の大部分を主幹付近で剪定することをいう。 |

（補助対象者）

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- （1） 保存樹の所有者であること。
- （2） 第19条で定める暴力団の排除規定に該当しない者であること。
- （3） 本市の市税を滞納していないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- | | |
|-----------|---|
| （1） 剪定費補助 | 第6条の補助対象要件を満たす保存樹の剪定行為（以下「剪定」という。）を行うもので、剪定完了後も当該保存樹が良好な樹形を維持し、保存樹としてふさわしい姿形を保つもの。その点で、保存樹としての良好な姿形を大きく損なう「伐採」や「強剪定」は除く。ただし、「強剪定」に関しては、特段の理由が認められる場合は、この限りではない。 |
| （2） 治療費補助 | 第6条の補助対象要件を満たす保存樹の治療行為（以下「治療」という。）を行うもので、事前に本市が精密診断を行い、治療の必要性があると判断された保存樹に対して、本市が指定する治療を行うもの。 |

（補助対象要件）

第6条 前条の補助対象要件は、別表第1に定めるところによる。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第2に定めるところによる。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において**別表第3**に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとする者は、事業の着手に先立ち、**様式第1号**に**別表第4**に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに申請者に対しその旨を通知しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、**様式第3号**により速やかにその決定の内容およびこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、**様式第4号**により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第14条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、**様式第5号**に**別表第5**に掲げる図書を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを**様式第6号**により調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、**様式第7号**により当該補助事業者に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(補助金の交付の時期)

第18条 補助金は、第16条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

(暴力団の排除)

第19条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成23年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のある者
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(決定の取消)

第20条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第22条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、交付規則第20条によるものとする。

(雑則)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、住宅都市みどり局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算より執行する補助金から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算より執行する補助金から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算より執行する補助金から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算より執行する補助金から適用する。

別表第 1

補助対象要件	
(剪定費補助) 保存樹の剪定に対する補助金の交付対象は、次に示す要件を全て満たすものとする。 (1) 1.5m メートルの高さにおける幹の周囲が 2.0 メートル以上のもの (2) 前回の剪定に係る補助金交付後（補助金の交付確定日）、5 年以上経過しているもの (3) 著しい樹形の乱れがみられず、倒木又は枯死の可能性が低いと認められるもの	(治療費補助) 保存樹の治療に対する補助金の交付対象は、全保存樹とするが、著しい樹形の乱れが見られず、倒木又は枯死の可能性が低いと認められるものに限る。ただし、樹形の乱れがあり、治療による回復の可能性が低いと認められる場合においても、保存樹の中でも特に貴重な大木、 名木等（1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 3.0 メートル以上のものをいう。）に関して行う治療のうち、延命を図り樹木を保存する行為自体が緑化啓発に寄与すると認められる場合は、この限りではない。

別表第 2

補助対象経費	
(剪定費補助) (1) 造園工、普通作業員、特殊機械運転手等の事業費 (2) ダンプトラック、高所作業車等にかかる機械損料 (3) 剪定枝の処分費（運搬費含む） (4) 剪定痕の保護に必要な保護剤にかかる費用 (5) 諸経費 (6) その他特に必要と認められる経費	(治療費補助) (1) 樹木医、造園工、普通作業員、特殊機械運転手等の事業費 (2) ダンプトラック、高所作業車等にかかる機械損料 (3) 剪定枝の処分費（運搬費含む） (4) 土壌改良材等の資材 (5) 処置部の保護等に必要な薬剤 (6) 諸経費 (7) その他特に必要と認められる経費

別表第 3

補助金の額
保存行為（病木、老木等の保存のため臨時に行う行為及び市長が別に定める基準に基づき認める保存樹の剪定行為で保存樹 1 本につき 25,000 円以上の事業費を要するものをいう。）に係る保存樹 1 本につき、事業費が 50,000 円未満の場合は当該事業費から 25,000 円を控除した額とし、事業費が 50,000 円以上の場合は当該事業費の 2 分の 1 相当額（その額が 300,000 円を超えるときは 300,000 円）とする。ただし、これにより算定した額が 1,000 円以上で、かつ、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

別表第 4

図書の種類	明示すべき事項
補助事業収支計画書及び事業計画書	事業の予算額（市補助金と自己資金の内訳）及び事業計画（樹種、数量、実施予定期間、実施予定業者）
見積書（写）	事業内容及び事業費が確認できる見積書の写し
位置図	保存樹の所在地が確認できる縮尺 5000 分の 1 程度の位置図
役員名簿（申請者が法人の場合）	別紙様式第 2 号

別表第 5

図書の種類	明示すべき事項
補助事業収支決算書及び事業実績書	事業の決算額（市補助金と自己資金の内訳）及び事業実績（樹種、数量、実施期間、実施業者）
写真台帳	作業前・作業中・作業後の状況が確認できる写真
領収書（写）	支払い実績が確認できる領収書の写し

補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所（所在地）

フリガナ

氏名（名称）

性別 男 ・ 女

生年月日 年 月 日 生

電話

申請代理者 ※代理申請を行う場合ご記載ください。

住所

氏名

電話

年度保存樹保護育成事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする事業名	保存樹保護育成事業
2 交付を受けようとする補助金の額	¥
3 申請者の営む主な事業	
4 補助事業の目的及び内容	
5 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画	

役 員 名 簿

【法人名： 】 ※該当する性別を○で囲んでください。

役職名	フリガナ氏名	性別	生年月日			
			元号	年	月	日
		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				

※役員全員を記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって申請のあった保存樹保護育成事業補助金の額について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 保存樹保護育成事業
- 2 補助内示額 ￥
- 3 補助金交付予定時期 事業完了後
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く）をする場合においては、市長の承諾を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から14日以内とする。
 - (5) 事業完了後、樹容が美観上優れていないと判断された場合、交付決定を取り消す場合があります。
 - (6) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

補助金交付申請取下書

年 月 日

(あて先)福岡市長

申請者の住所（所在地）

氏名（名称）

申請代理者 ※代理申請を行う場合ご記載ください。
住所
氏名

年 月 日付住み活第 号の交付通知に係る事業については、下記の理由により実施しないので補助金交付の取下を申請します。

記

1 補助事業名	保存樹保護育成事業
2 補助予定金額	¥
3 交付決定通知書の受領年月日	年 月 日
4 取下理由	

事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所 (所在地)

氏名 (名称)

申請代理者 ※代理申請を行う場合ご記載ください。
住所
氏名

年 月 日付住み活第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、
下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 保存樹保護育成事業
2. 補助事業の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 補助事業の実施状況
ア 補助事業収支決算書及び事業実績報告書 別紙のとおり
イ 補助事業の経緯又は成果を証する書類 (領収書) 等 別紙のとおり
4. 補助金の交付決定額と清算額
補助金の交付決定額 ¥
(補助金の既交付額) ¥
補助金の清算額 ¥

年度保存樹保護育成事業実績調査確認書

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

年 月 日付、 年度保存樹保護育成事業実績報告書について調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

記

事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付の事業実績報告書により 年度保存樹保護育成事業補助金の額について下記のとおり交付することを確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 保存樹保護育成事業（剪定）
- 2 補助確定額 ￥
- 3 補助条件

（1）福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。